

令和6年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第2回特別小委員会  
議事録

令和6年8月21日  
9:30～10:20  
千葉労働局1階会議室

令和6年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第2回特別小委員会

1 日時 令和6年8月21日(水)9:30～10:20

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員

使用者側委員

池田委員、坂元委員、高橋委員

4 議題

(1) 特定最低賃金の決定(新設)及び改正決定の必要性について

(2) その他

5 議事内容

(委員長)

定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第2回特別小委員会を開催いたします。

それでは、まず初めに、事務局から本日の特別小委員会の成立について報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、労働者側委員1名が所用により欠席されるとの連絡を受けております。

従いまして、公益委員3名、労働者側委員2名、使用者側委員3名、計8名の出席をいただいておりますので、本日の特別小委員会は有効に成立しております。

(委員長)

審議に入る前に、事務局から机上配付資料が用意されていますので説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、机上配付させていただきました特賃申出一覧表をご覧ください。

一覧表のとおり、1業種の新設と7業種の改正について申し出がなされているところですが、ご承知のとおり、過日開催された審議会において地域別最低賃金が1,076円に改定されることとなりましたので、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係につきましては、労働協約等の賃金の最低額がこれを下回るため必要性審議の対象とすることはできないこととなります。

あらかじめ、ご承知おきくださるようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

(委員長)

それでは、ただ今の事務局からの説明も踏まえ、議題(1)「特定最低賃金の新設及び改正決定の必要性について」に入ります。

8月1日に開催されました第1回特別小委員会において、1業種の新設と7業種の改正決定の必要性について、6業種・4名の方から意見陳述が行われました。

これについて労使双方は、一旦持ち帰ってご検討をいただくということになっておりました。

これから、それぞれ別室で協議を行う時間を取ることができそうですが必要でしょうか。

《必要ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、必要ないとのことですので、使用者側からご意見を頂戴したいと思います。

(使用者委員)

先日の第1回特別小委員会の場で意見陳述をいただいた5業種、そして、新設の必要性審議1業種による申出を含めまして、各業種について必要性の要否を検討してまいりました。

まず、調味料製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業につきまして

は、事務局からも説明がございました通り、協定最賃が今回の改定後の千葉県最低賃金を下回りますので、改定の必要は無いと考えております。

それから、自動車小売業につきましても、これまでも既に千葉県最低賃金に飲み込まれていることに加えまして、特段の引上げの理由が見当たりませんので、今年度も改定の必要は無いと考えております。

次に鉄鋼業でございますけれども、今年度は50円の県最賃の改定がございましたも、なお特定最賃が20円上回っております。

また、協定最賃と県最賃との乖離が相応にあると考えますことから、引き続き改定の必要性有りとしてよろしいのではないかと考えております。

また、電気機械器具製造業でございますけれども、こちらは今年度の50円の県最賃の引上げが行われますと、現在の特定最賃が1,055円でございますので、一旦特定最賃が10月以降、改定後の県最賃を21円飲み込まれるということになるかと思えます。

このような状態が過去3年連続して続いておりますので、必要性については十分慎重に検討はいたしましたけれども、協定最賃額が1,121円ということで、なお改定余地があると判断いたしまして、今回も改定の必要性有りとしてよろしいのではないかと考えております。

ただ、今申し上げたとおり、協定最賃の改定幅の推移以上に県最賃の改定幅が大きくなっておりまして、年々、乖離が縮小しておりますので、また、過去3年このように一時的に県最賃に飲み込まれる状態が続いておりますので、次年度以降より一層慎重に検討していく必要があるものと考えております。

次に、各種商品小売業につきましては、既に県最賃に飲み込まれておりますけれども、非正規・パート労働者が多い業界でもあり、人材確保の観点からも見直しが必要だという趣旨で、前回の特別小委員会では総合スーパーマーケットの新設要望も含めてご説明をいただいたところでございます。

使用者側としましても、先日のご説明の内容も含めて、業界の状況、人材確保に向けた様々な各企業の取り組み、賃上げの状況を十分理解は致しましたけれども、業界内各社の状況については、昨年同様に県最賃が大幅な改定がなされることから、最賃近傍で働く労働者の賃金引上げはもとより、社内全体の賃上げも必要になってくるということも聞いておりまして、人材採用の確保も重要ながら、既存の従業員も含めたコスト増のインパクトが非常に大きいということ、また、年収の壁問題も存在する以上、労働時間が制限され人手の調整が難しい状況が続くということには変わりはなく、この様な状況の中で県最賃をさらに上回る特定最賃を設ける必要性がなかなか見出せないという点が一つです。

さらには、労働協約の最低額が1,085円ということでもありますので、改定後の県最賃1,076円との乖離がわずか9円しかないということでございますので、

ここで改めて改定する必要性は見出しにくいと考えました。

従いまして、改めて検討を重ねてまいりましたけれども、結果、今年度についても各種商品小売業は改定の必要性は無いと考えてまして、同様の理由から、新設の総合スーパーマーケットにつきましても、新たに特定最賃を設定する必要性は見出しにくく、新設の必要性は無いと考えました。

以上のとおり、使用者側といたしましては、引き続き「鉄鋼業」と「電気機械器具製造業」の2業種について必要性有りとしてよろしいものと考えます。

以上になります。

(委員長)

今の使用者側の意見に対して、労働者側から何か意見はございますか。

(労働者委員)

使用者側から発言がございましたとおり、必要性有りとしていただきました2業種につきましては、ご理解いただきまして感謝を申し上げたいと思います。

まず、先ほど事務局から説明がありましたとおり、調味料製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業につきましては、協定額が低いということですので、改めて次年度に向けて準備をして対応していきたいと考えております。

また、各種商品小売業と新設の総合スーパーマーケットにつきましては、金額の差が少ないということで理解出来ますが、自動車小売業につきましては金額改定の余地があると考えており、特定最低賃金の基本通り審議の場で当該労使による、しっかりと金額審議が出来るように必要性有りにしていただきたいというのが労働者側の思いでございますが、使用者側の判断は必要性が無いということですので、非常に残念ではあるのですが、労働者側としましては、次年度以降において、納得出来るデータを揃えて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますけれども、専門部会が行われる2業種の金額審議につきましては、当該業種の労使でしっかり協議いただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

(委員長)

ただいまの労働者側の意見に対して、使用者側から何か意見はございますか

《ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、ただいま、新設 1 業種と改正 7 業種の必要性有無についてご審議いただきました。

このままですと、新設の総合スーパーマーケットと鉄鋼業、電気機械器具製造業を除く 5 業種につきまして、必要性有りとすることができないことになりませんが、ほかに何かご発言はありませんか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、ただいま、1 業種の新設と 7 業種の改正決定の必要性の有無についてご審議いただきましたが、一部は全会一致でまとまりませんでした。

つきましては、本特別小委員会の結論といたしまして、新設の 1 業種、総合スーパーマーケットにつきましては新設の必要性有りとすることは出来ないと判断いたします。

次に 7 業種の改正決定につきましては、鉄鋼業と電気機械器具製造業関係の 2 業種の特定期間最低賃金につきましては、全会一致で改正決定の必要性有りと判断いたします。

なお、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、各種商品小売業、自動車新車小売業の 5 業種の特定期間最低賃金につきましては、全会一致に至らなかったため、改正決定の必要性有りとすることは出来ないと判断いたします。

以上でよろしいでしょうか。

《「はい。」「結構です。」旨の声》

(委員長)

それでは、本日の特別小委員会の審議結果は、特別小委員会運営規程第 11 条に基づき、この後に開催予定の第 440 回本審議会に報告することにいたします。

これから、報告書(案)を用意いたしますので、しばらくお待ちください。

《報告書(案)の配付》

(委員長)

それでは、確認のため、事務局から朗読をお願いします。

(賃金指導官)

《報告書（案）の朗読》

（委員長）

ただいまの報告書（案）のとおり、審議会に報告してよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

（委員長）

それでは、ご了承いただきましたので、この後に開催される本審議会に報告します。

続きまして、特定最低賃金の改正審議の手続きについて、ご確認いただきたいと思えます。

7月29日に、労働局長から改正及び新設に係る必要性の有無について（諮問）を受けておりますので、本日の審議結果が、この後に開催される本審議会に報告されまると、本審議会においても審議された上で改正及び新設に係る必要性の有無について、答申を行う予定です。

そして、答申を行いますと必要性有りとなされた業種については、金額改正に係る諮問が行われることとなります。

その後、必要性有りの業種については専門部会を設置し、金額審議が行われることとなりますので、皆様、ご承知おきのほどよろしく申し上げます。

次に、議題（2）の「その他」ですが、特定最低賃金に関し何か発言などはございますか。

《ありません。旨の声》

（委員長）

事務局からは、何かありますか。

（賃金室長）

特定最低賃金の審議日程につきましては（案）をお示しさせていただいているところですが、今回、改正決定の必要性有りとなった電気と鉄鋼の日程についてご説明いたします。

電気の1回目が10月7日午後2時、第2回目を10月11日午後2時ということでお示しさせていただいております。

鉄鋼の1回目は10月9日午後2時、第2回目を10月15日午後2時ということでお示しさせていただいております。

ただし、電気の1回目の10月7日午後2時につきましては、変更の可能性がございますのでご承知おき願います。

なお、正式に日程が決まるのは、公示等の手続きの後、委員が選任されてからとなりますので、追って日程調整のご連絡をさせていただきたいと思えます。

事務局からは以上でございます。

(委員長)

それでは、以上を持ちまして閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。